

【日本語訳】

犯罪の被害にあわれた方へ

はじめに

このパンフレットは、皆様に

- 捜査や裁判はどのように進み、犯人はどのような手続で処罰されるのか。また、そこでは、どのようなご協力をお願いすることになるのか。
 - 利用できる制度には、どのようなものがあるのか。
- といったことをわかり易くお知らせするためのものです。

1 刑事手続の概要

犯人や犯罪の事実を明らかにし、科すべき刑罰を定める手続のことを刑事手続といい、これは大きく、捜査、起訴、公判の三つの段階に分かれ、犯人が成人と少年の場合には、これらの手続が異なります。

(1) 犯人が成人の場合

ア 捜査

犯人を捕まえ、証拠を収集して事実を明らかにし、事件を解決するために行う活動を捜査といいます。

警察が一定の証拠に基づいて犯人であると認めた者を被疑者といい、警察は必要な場合には被疑者を逮捕してから48時間以内に、その身柄を検察官に送ります（これを「送致」といいます。）。

送致を受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束する必要があると認める場合には、24時間以内に裁判官に対して身柄拘束の請求を行い（この身柄拘束を「勾留」といいます。）、裁判官がその請求を認めると、被疑者は最長で20日間勾留されることとなります。被疑者が勾留されている間にも、警察は様々な捜査活動を行います。

なお、被疑者が逃走するおそれがない場合などには、被疑者を逮捕しないまま取り調べ、証拠を揃えた後、捜査結果を検察官に送ることとなります。

イ 起訴

送致を受けた検察官は、勾留期間内に、警察から送致された書類や証拠を精査し、検察官自身で被疑者の取調べなど必要な捜査を行い、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を起訴、かけない場合を不起訴といいます（起訴された被疑者を「被告人」といいます。）。

また、起訴には、通常の公開の法廷での裁判を請求する公判請求と、一定の軽微な犯罪について書面審理だけを請求する略式命令請求等があります。

なお、被疑者を逮捕しない事件送致の場合には、送致を受けた検察官は、事件

について必要な捜査を行った後に、被疑者を裁判にかけるかどうかの決定を行います。

ウ 公判

被疑者が起訴され、公判が開かれる日が決められた後、審理が行われ、判決が下されます。

判決について、検察官や被告人がその内容に不服がある場合には、さらに上級の裁判所（高等裁判所等）に訴えることとなります。

(2) 犯人が14歳以上20歳未満の少年である場合

ア 捜査等

警察では、14歳以上の少年については、刑事手続と同様に捜査を行います。

法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送ります。送致を受けた検察官は、取調べなど必要な捜査をした後、少年をどのような処分にするのがよいのかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、警察から、直接、家庭裁判所に事件を送ります。

特定少年（18歳、19歳の少年）については、法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合であっても、警察から検察庁に事件を送ります。

イ 審判

家庭裁判所では、送られてきた事件について、審判（刑事手続でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。

これまでの手続の過程で、少年が十分改心しもはや審判に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、その時点で終了します（これを「^{しんぱん}審判不開始^{ふかいし}」といいます。）。
他方、少年に対する処遇を決めるために裁判官が直接審理することが必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。審判では、保護処分（少年を施設内に収容し矯正教育を行う少年院送致や、社会内において保護観察官と保護司が協働して少年の再非行防止・改善更生を図る保護観察等）の決定を行うほか、保護処分の必要がないと認められた場合には不処分の決定を行います。

なお、少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、成人と同様の刑事処分とするべきであると認められた場合には、事件を検察庁へ送り返します。この場合、少年は原則として裁判にかけられ、通常の刑事事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定を受けます。

(3) 犯人が14歳未満の少年である場合

ア 調査等

14歳未満の少年については、法律上罰することができないことから、警察において調査を行います。14歳未満の少年に対する調査の手続では、少年に対し逮捕等の身柄拘束はできませんが、押収・搜索等の強制処分ができます。警察は、

調査の結果、当該事件を児童相談所に通告することができるほか、少年について家庭裁判所の審判に付すべきと思料するときは、当該事件を児童相談所に送致します。

イ 児童相談所における措置

送致又は通告を受けた児童相談所では、少年に対し児童福祉法上の措置（児童自立支援施設への入所や里親への委託等）をとり、事案を終了させるほか、家庭裁判所での審判が必要であると判断した場合は、事案を家庭裁判所に送ります。児童相談所は、警察から送致を受けた事件については、原則として、家庭裁判所に送らなければならないこととされています。家庭裁判所に送られた少年は、14歳以上の少年と同様に、審判を開始するかどうかの決定を受けます。

2 捜査へのご協力をお願い

皆様には、刑事手続上必要なお協力をお願いすることになりますが、そのことでご負担をおかけすることもあります。

犯人を捕まえ、処罰するため、そして同じような被害にあう人をなくすためにも、是非ともご協力いただきたいと思っております。具体的には次のようなことがあります。

(1) 事情聴取

担当の捜査員が、犯行の状況や犯人の様子などについて、詳しく事情をお聞きします。思い出したくない、言いたくないこともあるかと思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするため、必要があつてお尋ねするものです。

詳しいことが分かれば分かるほど、捜査もスムーズになり、犯人の早期検挙につながりますので、ご協力をお願いします。

- ・ 警察に事情を話したことで犯人から仕返しをされるのではという不安をもたれるかも知れませんが、警察は犯人から再び被害を受けることのないよう安全対策に万全を期しています。詳しくは、3(5)「安全の確保に関する制度」の項目をお読みください。
- ・ 被害にあわれた女性の方で、女性警察官による事情聴取を希望される場合や、子供さんが被害にあい、事情聴取に親の同席を必要とお考えの場合には、あらかじめ担当捜査員にご相談ください。
- ・ 警察官による事情聴取のほかに、検察官からも事情を聞かれることもあります。どうして同じことを繰り返し聴かれるのだろうと思われるかもしれませんが、検察官が起訴・不起訴の判断をするために重要なものですからご理解ください。

(2) 証拠品の提出

犯人や犯罪事実を明らかにするため、被害にあわれた方が被害当時に着ていた服、持っていた物等を証拠品として提出していただくことがあります。これは、犯罪を立証するため必要となりますので、ご協力をお願いします。

- ・ 提出していただいたものについては、証拠品として保管する必要がなくな

れば、裁判が終わらない段階でもお返しいたします（これを「^{かんぶ}還付」といいます。）。

- ・ その証拠品をまだ保管する必要がある場合でも、所有者の方の請求により、仮にお返しできる場合もあります（これを「^{かりかんぶ}仮還付」といいます。）。
- ・ また、これら証拠品について所有者の方が返却の必要がないと思われるものは、提出の時に「^{ほうき}放棄」の手続きをしていただければ、証拠品として保管する必要がなくなった時に処分されることになります。

(3) 実況見分等への立会い

皆様には、警察官が犯罪の現場等について確認する際に立ち会いをしていただくことがあります（現場等の状況を確認することを「^{じっきょうけんぶん}実況見分」といい、裁判所の令状に基づいて行う確認を「^{けんしょう}検証」といいます。）。

ある程度の時間がかかりますが、事実の解明や犯罪の立証に必要な場合に行うものですので、ご協力をお願いします。

(4) 裁判での証言

皆様には、犯罪の立証のため、公判で証言していただくことがあります（これを「^{しょうにんじんもん}証人尋問」といいます。）。

裁判においては、様々な制度が用意されています。詳しくは、3(3)「裁判で利用できる制度」の項目をお読みください。

3 被害者等*の方が利用できる制度

(1) 被害者等に対する支援要員制度

○ 指定被害者支援要員制度

警察では、殺人、強姦、傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が、被害者等への付き添い、ヒアリングなどの事件発生直後における被害者支援活動を行う「指定被害者支援要員制度」を導入しています。

指定被害者支援要員は、次のような活動を行っています。

ア 付き添い

- ・ 事件発生直後早期に臨場し、自己紹介

* 犯罪により被害にあわれた方やその家族・遺族の方をこのパンフレットでは、「被害者等」と記載します。

- ・ 医師の診察が必要な場合の病院の手配、付き添い
- ・ 実況見分の立会い
- ・ 自宅等への送迎

イ ヒアリング

- ・ 心配事の相談受理（身の回りの世話など）
- ・ 事情聴取や被害者調書の作成又はそれらの補助

ウ 民間被害者支援団体、部外のカウンセラー等の紹介、引継ぎ
詳しくは、最寄りの警察署・警察本部にお問い合わせください。

○ 検察庁における被害者支援員制度

被害者等の方々の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者の支援に携わる「被害者支援員」が全国の検察庁に配置されています。

被害者支援員は、被害者等の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者等の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。

(2) 刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等

○ 被害者連絡制度

警察では、殺人、強姦、傷害等の身体犯、ひき逃げ事件、危険運転致死傷罪に該当する事件等の重大な交通事故事件等の被害者等の方に対して、適時適切に、次の事項について連絡する被害者連絡制度を運用しています。

ア 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

被害者の方から事情聴取を行った捜査員が、刑事手続及び犯罪被害者のための制度について連絡します。

イ 捜査状況

被疑者の検挙に至っていない場合には、捜査に支障のない範囲内で捜査状況について連絡します。

ウ 被疑者の検挙状況

被疑者を検挙した場合には、捜査に支障のない範囲内で被疑者検挙の旨、被疑者の人定等について連絡します。

エ 逮捕被疑者の処分状況

逮捕後、勾留が行われた事件については、事件を送致した検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、公訴を提起した裁判所等について連絡します。

なお、被害者等の方の中には、事件のことを思い出したくないので、知らせたくないという方もおられると思いますが、その場合には、捜査員にその旨を話してください。

また、被疑者が少年の場合には、連絡の内容に若干の違いがあります。

○ 法務省の各機関における被害者等通知制度等

検察庁、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等の方々に対し、そ

の方々の希望に応じ、事件の処分結果、刑事裁判の結果や有罪裁判確定後の加害者の処遇状況等について通知する制度があります。

通知を受けることができる事項は、

- ア 事件の処分結果（公判請求、略式命令請求、不起訴、家庭裁判所送致等）
- イ 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
- ウ 裁判の結果（裁判の主文と上訴・確定の有無）
- エ 身柄の状況、起訴事実、不起訴の理由の概要等アからウに準じる事項
- オ 刑の執行終了予定時期（刑の執行終了の予定年月）
- カ 受刑中の刑事施設における処遇状況に関する事項（収容されている刑事施設
の名称・所在地、懲役刑の作業名・改善指導事項等）
- キ 仮釈放又は刑の執行終了による釈放に関する事項（釈放された刑事施設の
名称・所在地、釈放年月日、釈放事由等）
- ク 仮釈放審理に関する事項（仮釈放審理の開始年月日、仮釈放審理の結果等）
- ケ 保護観察中の処遇状況等に関する事項（保護観察の開始年月日、特別遵守事
項の内容、保護観察の終了年月日等）

等です。

これらの通知の申出先は、事件を取り扱った検察庁です。

また、少年院、地方更生保護委員会又は保護観察所から、被害者等の方に対し、その希望に応じ、保護処分を受けた加害者に係る通知（少年審判後の通知）を行っています。

- ア 収容されている少年院の名称等の事項（入院年月日、収容されている少年院
の名称・所在地）
- イ 少年院在院中の教育状況等に関する事項（教育予定期間、処遇の段階、個人
別教育目標、仮退院の申出年月日等）
- ウ 出院に関する事項（出院後に出院年月日、出院事由等）
- エ 仮退院審理に関する事項（仮退院審理の開始年月日、仮退院審理の結果等）
- オ 保護観察中の処遇状況等に関する事項（保護観察の開始年月日、特別遵守事
項の内容、保護観察の終了年月日等）

等です。

これらの通知の申出先は、加害者が少年院送致処分を受けた場合はお近くの少年鑑別所、保護観察処分を受けた場合はお住まいの都道府県にある保護観察所です。

なお、検察庁において、被害者等の方々が再び被害にあうことのないように転居その他犯人との接触を避ける措置をとる必要があります。検察官が通知を行った方がよいと認めたときには、受刑者の釈放直前における釈放予定の時期や釈放された後の住所地について通知がなされることがあります。

これらの制度の詳しい説明については、担当の検察官や被害者支援員等にお問い合わせください。

- 心神喪失等の状態の者から被害を受けた方の審判の傍聴及び結果通知
心神喪失等の状態で一定の重大な他害行為（殺人、放火等）を行った者が心神

喪失等であると認められて不起訴処分あるいは無罪となった場合等には、明らかに必要がない場合を除き、検察官は医療の要否及び内容を決定する審判を求めて、裁判所に申立てをすることになります。

裁判所は、この申立てを受けて審判を行い、その者を入院させるのか、それとも通院させるのかなどの決定をします。

被害にあわれた方等は、申出をすることによって、審判を傍聴することができ、また、審判の結果等について裁判所からの通知を受けることができます。

詳しくは、事件を担当する検察官や裁判所にお問い合わせください。

○ 検察審査会への審査申立て

検察官は、事件の捜査を行った上で被疑者を処罰する必要があると判断したときに起訴をしますが、いろいろな事情から起訴をしない処分（不起訴処分）をする場合があります。

検察審査会は、検察官がした不起訴処分の当否を審査する機関で、地方裁判所と主な地方裁判所支部の中に設置されております。

検察審査会は、被害者等の方や犯罪を告訴・告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として申立てがあったときに審査を始めます。また、被害者等からの申立てがなくても、新聞記事等をきっかけに自ら審査を始めることもあります。

検察審査会への審査の申立てや相談については、一切費用がかかりません。

詳しくは、最寄りの検察審査会事務局までお問い合わせください。

(3) 裁判で利用できる制度

被害者等の方には、民事裁判や刑事裁判において、証人等として証言等していただくことがあります。その際に、被害者等の方に配慮して、次のような各制度が定められています。

- ・ 裁判所が認める適当な人に付き添ってもらうこと。
- ・ 被害者等の方が被告人・加害者や傍聴人から見えないように、間に遮へい物を設置してもらうこと。
- ・ 別室から、ビデオモニターを通じて証言すること。

この他、刑事裁判に関して、次のような制度があります。

- ・ 被害者等の方は、第1回の公判期日の後、原則として、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。また、いわゆる同種余罪の被害者等の方も、民事の損害賠償請求のため必要があり、相当と認められる場合には、裁判所にある刑事事件の事件記録の閲覧、コピーができます。
- ・ 被害者等の方は、刑事裁判の手續において、性犯罪等の被害者の氏名等を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をするよう、裁判所に申し出ることができます。この決定があったときは、起訴状の朗読等の訴訟手續は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。
- ・ 刑事事件の裁判で、犯罪被害に関する心情や意見を述べることができます。
- ・ 被害者等の方の申し出があれば、公判を優先して傍聴することができるように、できる限りの配慮がされます。

- ・ 被告人との間で示談した場合に、別に民事訴訟を起さなくてもいいように、その示談内容を刑事裁判の調書に記載してもらうことができます。
- ・ 検察庁で、冒頭陳述の要旨を記載した書面を受け取ることができます。
- ・ 被害者参加制度（平成20年12月1日から実施）
殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、自動車運転過失致死傷罪等の被害者等の方は、裁判所の許可を得て、被害者参加人という訴訟手続上の地位を得た上で、刑事裁判に参加することができます。
具体的には、公判期日に出席し、一定の要件の下で証人や被告人に対して質問をしたり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。
- ・ 被害者国選弁護制度（平成20年12月1日から実施）
被害者参加人となった被害者等は、公判期日への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託することもできますが、その資力（現金、預金等の合計額）から療養費等の額（犯罪行為を原因として請求の日から6か月以内に支出することとなると認められる治療費その他の費用の合計額）を控除した額が、基準額（200万円）に満たない場合には、裁判所に対して、弁護士の援助を受けられるようにするため、弁護士（被害者参加弁護士）の選定を請求することができます。この弁護士の報酬及び費用は、国が負担することになります。
- ・ 損害賠償命令制度（平成20年12月1日から実施）
殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等の方は、刑事事件が地方裁判所に係属している場合に、その刑事事件を担当している裁判所に対し、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申立てをすることができます。
この手続は、被告人に対し有罪の言渡しがあった場合、直ちに損害賠償命令事件の審理が開始され、原則として4回以内の期日で簡易迅速に行われ、刑事事件を担当した裁判所が刑事記録を職権で取り調べるなど、被害者等による被害事実の立証が容易になっています。
なお、4回以内の期日では終わらない場合や損害賠償命令の申立てについての裁判に対して異議の申立てがあった場合等は、通常の民事訴訟手続に移行します。

詳しくは、担当の検察官、事件を担当する検察庁や裁判所にお問い合わせください。

また、少年犯罪による被害者等の方には、次のような制度があります。

- ・ 被害者等の方は、審判開始の決定があった後、原則として、裁判所にある少年事件の事件記録（少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除く。）の閲覧、コピーができます（平成20年12月15日から範囲拡大）。
- ・ 裁判官や家庭裁判所調査官に対して、犯罪被害に関する心情や意見を述べるすることができます。
- ・ 殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、自動車運転過失致死

死傷罪等（いずれも傷害の事案にあつては、これにより生命に重大な危険を生じさせた場合に限られます。）の被害者等の方は、少年審判の傍聴が認められる場合があります（平成20年12月15日から実施）。

- ・ 家庭裁判所から、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます（平成20年12月15日から実施）。
 - ・ 家庭裁判所から、少年審判の結果等の通知を受けることができます。
- 詳しくは、家庭裁判所にお問い合わせください。

(4) 更生保護において利用できる主な制度

○ 意見等聴取制度

加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害者等は、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するために地方更生保護委員会が行う審理において、仮釈放・仮退院に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。聴取した意見等は、地方更生保護委員会において、仮釈放・仮退院の判断に当たって考慮されるほか、仮釈放・仮退院を許す場合の特別遵守事項の設定等に当たって考慮されます。

○ 心情等伝達制度

加害者が保護観察となった場合、被害者等の申出に応じ、保護観察所が、被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、これを保護観察中の加害者に伝えます。保護観察中の加害者に対しては、被害の実情等を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるよう指導監督を行います。

詳しくは、最寄りの保護観察所にお問い合わせください。

(5) 安全の確保に関する制度

○ 再被害の防止・保護対策

警察では、被害者等の方が、再度、同じ加害者から生命、身体に被害を受けるおそれがある場合に、「再被害防止対象者」として、重点的な防犯指導や必要に応じた所要の警戒措置を行い、再被害防止対象者からの要望があった場合又は再被害防止に必要な場合には加害者の釈放等に関する情報等を提供して安全の確保に努めています。

また、加害者が暴力団員、暴力団関係者、総会屋等で、これら暴力団等からの仕返しを受けるおそれがある場合には、被害者等の方を「保護対象者」として指定し、暴力団等からの保護に必要な措置を実施して、被害の未然防止を徹底しています。

もし、加害者や暴力団等から、生命・身体に危害を加えられるような脅しを受けた場合には、すぐに警察へ通報してください。

○ 配偶者からの暴力、児童虐待等の被害者の保護

警察では、配偶者からの暴力事案や、児童虐待、ストーカー事案等の被害にあわれた方が、加害者から離れて保護される必要がある場合には、安全の確保につ

いて婦人相談所や児童相談所と連携の上対応しています。

詳しくは、担当の捜査員や婦人相談所、児童相談所にお問い合わせください。

○ プライバシー侵害等に対する人権救済制度

被害者等の方が、いわれのないうわさや中傷によって傷つけられたり、プライバシーを侵害されるなどの被害を受けた場合、法務省の人権擁護機関は、相談を受けたり、相手方に人権侵害を止めるよう勧告するなどの救済のための措置を講じています。

(6) 経済的支援や各種支援・福祉制度

○ 被害者等の負担の軽減

警察では、犯罪により傷害等を負った場合に、次の医療費用等について経費を支給し、被害者等の方の費用負担を軽減しています。

- ・ ご家族を亡くされた方 … 検案書料・遺体搬送費・遺体修復費
 - ・ 傷害等を負われた場合 … 初診料・診断書料
 - ・ 性犯罪被害にあわれた方 … 初診料・診断書料・検査費・緊急避妊費用等
- 支給内容については、各都道府県によって異なりますので、詳しくは事件を担当する警察署又は警察本部にお問い合わせください。

○ 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によって、ご家族の方を亡くされたご遺族、重大な負傷又は疾病を負ったり、後遺障害が残った被害者の方に対して、労災保険等の他の公的給付や加害者から十分な損害賠償を受けることができなかつた場合等において、国が給付金を支給する制度です。

給付金は一時金として支給されるもので、その種類は次のとおりです。

- ・ 遺族給付金 … 遺族（①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順で第一順位の方）に支給
- ・ 重傷病給付金 … 重傷病（加療1月以上、かつ、3日以上入院を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1月以上、かつ、3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った被害者の方に、3年間を限度として、保険診療による医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額の合算額（上限120万円）を支給
- ・ 障害給付金 … 障害（障害等級第1～14級）の残った被害者の方に支給

ただし、原因となった犯罪行為が行われたときに日本国籍を有しない方で、かつ、日本国内に住所を有しない方は受給できません。

また、被害者の方に不適切な行為がある場合等には給付金の全部又は一部が支給されないこともあります。

申請は、申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に対して行いますが、具体的な手続きとしては、住所地を管轄する警察署又は警察本部に、申請書と必

要書類を提出することとなります。

なお、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又はこれらの被害が発生した日から7年を経過したときには申請ができません。ただし、加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請ができなかったときは、その理由のやんだ日から6月以内に申請することができます。

詳しくは、最寄りの警察署・警察本部にお問い合わせください。

○ 民事上の損害賠償請求制度

犯罪は、他人の権利を侵害し、これによって他人に損害を生じさせる行為であることから、民法上の不法行為（民法第709条）に該当する場合があります。その場合には、被害にあわれた方等は、加害者等に対して損害賠償を請求することができます。

不法行為による損害賠償請求は、民事訴訟法等に基づく民事手続に従って行われるもので、刑事手続とは別に被害者等の方々が申立てなどを行う必要があります。

詳しくは、裁判所や弁護士会にお問い合わせください。

なお、損害賠償命令制度については、3(3)を参照してください。

また、指定暴力団による不法行為については、暴力団対策法において、凶器を使用した対立抗争又は指定暴力団の名称を示すなどして行う資金獲得活動等の際して、指定暴力団員が他人の生命・身体又は財産を侵害したときは、その指定暴力団の代表者等がこれによって生じた損害を賠償する責任を負うとされています。

この規定により、例えば、

- ・ 対立抗争の巻き添えにあい、指定暴力団員から怪我を負わされた
- ・ 指定暴力団員から要求されたみかじめ料の支払を断ったために、暴力行為を受けた

などの場合に損害賠償請求を行うに当たっては、被害者側の立証負担が軽減されます。

詳しくは、警察本部や弁護士会にお問い合わせください。

○ 税制

医療費を支払ったり、障害を負った方、あるいは、配偶者と死別した方などには、所得税の計算において、次のような「所得控除」が認められる場合があります。

- ・ 医療費控除

納税者ご本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、一定の額が控除されるもの

- ・ 障害者控除

納税者ご本人やその納税者の配偶者控除、扶養控除の対象となる親族が障害者である場合には、27万円(特別障害者である場合は40万円)が控除され

るもの

- ・ 寡婦（寡夫）控除

夫と死別した妻又は妻と死別した夫のうち、一定の方に27万円（特定の寡婦は35万円）が控除されるもの

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

- 一時避難場所の確保

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合等には、公費により、一時的に避難するための宿泊場所を提供する制度があります。

制度内容については、各都道府県によって異なりますので、詳しくは事件を担当する警察署又は警察本部にお問い合わせください。

- 公営住宅への単身入居、優先入居等

配偶者からの暴力事案の被害者については、同居親族要件が緩和され、公営住宅（都道府県営住宅・市町村営住宅）への単身での入居が可能です。

また、犯罪行為により従前の住居に住めなくなった一定の収入以下の方について、地方公共団体によっては公営住宅に優先的に入居できることがあります。

その他、緊急に公営住宅へ入居する必要がある方や単身者についても対応できる地方公共団体がありますので、詳しくは、都道府県又は市町村の公営住宅管理担当窓口までお問い合わせください。

- 福祉制度

父親を亡くしたため母子家庭となった場合には、児童扶養手当や母子福祉資金の貸付などを受けることができます場合があります。

また、収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活が困っている人に対しては、困窮の程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の必要な保護を受けることができる生活保護制度が準備されています。

詳しくは、住所地の自治体や福祉事務所にお問い合わせください。

- 個別労働紛争解決制度

都道府県労働局において、個々の労働者と事業主との間の労働関係に関する事項のトラブルの未然防止、労使による自主的な解決を促進することを目的として、

- ・ 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談
- ・ 都道府県労働局長による助言・指導
- ・ 紛争調整委員会によるあっせん

をしています。

詳しくは、都道府県労働局総務部企画室又は総合労働相談コーナーにお問い合わせください。

(7) 精神的被害の支援

犯罪の被害により大変重いストレスにさらされると、程度の差はあっても、次のような様々な心身の反応があらわれることがあります。

- ・ 感情面：感情がわかなくなる、強い恐怖・不安、眠れない・夜間に目が覚める、孤独感・罪悪感・自責感、いらいら・怒り
- ・ 思考面：物事に集中できない、思考力の減退・まひ・混乱、その時の光景が何度も思い浮かぶ、事件のことを何度も夢にみる
- ・ 行動面：怒りっぽくなる、興奮、取り乱す、閉じこもり、飲酒や喫煙の増加、生活が不規則になる
- ・ 身体面：頭痛・肩こり、手足のだるさ、胃のもたれ・下痢、便秘、息苦しさ、食欲不振

これらは、時間の経過とともに、次第に回復していきますが、回復にかかる時間は人それぞれです。中には様々な精神疾患（PTSD等）に発展していく場合があります。

警察では、被害者等の方々の精神的被害回復を支援するために、カウンセリングの専門員を配置したり、精神科医や民間のカウンセラーと連携するなど、被害者等のためのカウンセリング体制を整備しております。詳しくは、最寄りの警察署又は警察本部にお問い合わせください。

また、日常生活に支障を感じた時は、医療機関若しくは保健所、精神保健福祉センターへご相談ください。

さらに、犯罪の被害により児童生徒が心のケアを必要としている場合には、スクールカウンセラー等によるカウンセリングもできますので、学校にご相談ください。

4 各種相談機関・窓口

(1) 警察における相談窓口

○石川県警察本部 【電話】 (076)225-0110

【ウェブサイト】 <https://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp>

○ポリスヘルプライン Police Help Line

来日外国人のための被害相談

(英語・北京語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語)

【電話】 (076)225-0555

平日 9:00～17:00

(2) 公益財団法人石川県国際交流協会

【ウェブサイト】 <https://www.ifie.or.jp>

【問合せ・予約】 公益財団法人石川県国際交流協会
金沢市本町 1-5-3 リファーレ3階

(3) 検察庁における相談窓口

被害者等の方が検察庁へ気軽に被害相談や事件に対する問い合わせを行えるように専用電話として「被害者ホットライン」が全国の地方検察庁に設けられています。

「被害者ホットライン」は、電話だけでなく、ファックスでの利用も可能となっております。夜間や休日の場合でも留守番電話やファックスでの利用が可能となっておりますので、ご利用ください。

金沢地方検察庁 【電話】 (076)221-3573

(4) 保護観察所における相談窓口

全国の保護観察所には、被害者担当官及び被害者担当保護司が配置されており、被害者等の方からの電話や来庁による相談や問い合わせに応じ、悩みや不安等を聞いたり、各種制度の説明や関係機関の紹介等を行っています。各保護観察所には、専用の電話番号が設けられていますので、ご利用ください。

金沢保護観察所 【所在地】 金沢市西念3-4-1 駅西合同庁舎6階
【専用電話】 (076)261-0089

(5) 法務省の人権擁護機関

全国の法務局・地方法務局又はその支局では、国民の人権を擁護するための取組の一つとして、人権相談所を設置し、法務局職員や法務大臣が委嘱した人権擁護委員が、被害者等の人権問題についても人権相談に応じています。被害者等に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

○ 常設人権相談所

金沢地方法務局人権擁護委員連合会 【電話】 (0570)003-110

○ インターネット人権相談受付窓口 (SOS-eメール)

法務省ホームページ上にパソコン、携帯電話いずれも使用可能なインターネットによる人権相談受付窓口を開設し、24時間365日相談を受け付けています。



(6) 犯罪被害者等早期援助団体等の民間被害者支援団体

犯罪行為の発生後、速やかに被害者等の方を支援することにより、犯罪被害の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人を都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定しています。

犯罪被害者等早期援助団体は、次のような事業を行っています。

- ・ 犯罪被害等に関する電話・メール・面接相談

- ・ 法廷、病院、警察等への付き添い等による被害者等の援助
- ・ 犯罪被害者等給付金の制度説明と申請補助
- ・ 被害者等に対する支援の必要性に関する広報活動及び啓発活動

犯罪被害者等早期援助団体の他にも、我が国における被害者支援活動を一層充実させることを目的に構築された「全国被害者支援ネットワーク」に加盟している民間被害者支援団体が、警察等の関係機関と連携を図りながら、犯罪被害等に関する電話・メール・面接相談や法廷、病院、警察等への付き添い等による被害者等の援助などの活動を行っています。

詳しくは、下記の連絡先にお問い合わせください。

連絡先 金沢市平和町 1-3-1 石川県平和町庁舎内
石川被害者サポートセンター
【相談電話】 (076)226-7830
【受付日時】 月～金 10:00～16:00

(7) 暴力追放運動推進センター

暴力追放運動推進センターは、暴力排除活動の中核として、暴力団に関するトラブルにあった方への支援と助言を積極的に行っています。

特に、暴力団犯罪の被害者となった方に対しては、次のような支援を行っています。

- ・ 民事訴訟費用の無利子貸付
- ・ 見舞金の支給
- ・ 専門的な知識を有する相談員による相談

連絡先 金沢市平和町 1-3-1 石川県平和町庁舎内
石川県暴力追放運動推進センター
【相談電話】 (076)247-8930

(8) 配偶者暴力相談支援センター

婦人相談所、その他都道府県・市町村が設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしています。配偶者暴力相談支援センターでは、次のような被害者支援を行います。

- ・ 相談や相談機関の紹介
- ・ カウンセリング
- ・ 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護（ただし、一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して行うこととなります。）
- ・ 情報提供（自立生活促進のための就業支援、住宅確保、援護等に関する制度の利用、保護命令制度の利用、保護する施設の利用に関する情報提供等を行います。）

詳しくは、最寄りの配偶者暴力相談支援センターにお問い合わせください。

連絡先 金沢市本多町 3-1-10 石川県社会福祉会館内
石川県女性相談支援センター

【電話】 (076)223-8655
【受付日時】 月～金 8:30～17:15

(9) 石川県

総合的な対応窓口を設置し、被害者等からの相談の対応や支援に関する情報提供を行っています。

生活安全課 【電話】 (076)225-1387

(10) 日本司法支援センター（愛称「法テラス」）

日本司法支援センターは、国民が、全国どこでも法的な紛争の解決のために必要な情報や法律サービスの提供が受けられる社会を実現するための総合法律支援の中核を担う法人で、次のような犯罪被害者支援業務等を行います。

- ・ 情報提供業務

法制度に関する情報の提供をしたり、相談窓口や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を無料で行います。

- ・ 民事法律扶助業務

経済的に困りの犯罪被害者等に対して、無料で法律相談を行い、民事裁判等手続における弁護士費用等を立て替えます。

- ・ 国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務（平成20年12月1日から業務開始）

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人の意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行います。

- ・ 日本弁護士連合会委託援助業務

日本弁護士連合会からの委託を受けて、一定の犯罪の被害者等に対して、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行います。

詳しくは、法テラスにお問い合わせください。

犯罪被害者支援ダイヤル

0570-079714(なくことないよ)

(11) 弁護士会

弁護士会では、法律に関する相談を行っており、損害賠償請求等についての助言を得ることができます。

相談料が必要な場合がありますので、詳しくは、住所地の弁護士会にお問い合わせください。

連絡先 金沢弁護士会

【受付日時】 月～金 9:00～17:00

【電話】 (076)221-0242

(12) 公益財団法人犯罪被害救援基金

人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は、重障害を受けた者の子弟のうち、経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金又は学用品費

の給与、その他の犯罪被害者に係る救援事業を行うことを目的として設立された財団法人です。

この目的を達成するため、次のような事業を行っております。

- ・ 学生、生徒及び児童に対する奨学金又は学用品費の給与
- ・ 学生、生徒及び児童の生活の指導及び相談
- ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

詳しくは、事務局（Tel 03-5226-1020・1021）にお問い合わせ下さい。